

# 青森県報

号外第十三号

平成二十三年  
三月十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県新しい公共支援基金条例……………	(県民生活課) ……
青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例……………	(県民生活課) ……
青森県市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……
青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………	(市振興課) ……
青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(県民生化課) ……
青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉課) ……
青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	(こどもみらい課) ……
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(障害福祉課) ……
	(農村整備課) ……

# 条 例

青森県新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第一号

青森県新しい公共支援基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける新しい公共支援事業交付金により、特定非営利活動法人等が行う公共的な活動の拡大及び定着を図るための事業（以下「新しい公共支援事業」という。）に要する経費並びに新しい公共支援事業を行う市町村等に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける新しい公共支援事業交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、新しい公共支援事業に要する経費及び新しい公共支援事業を行う市町村等に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十五年九月三十日限り、その効力を失う。

青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第二号

青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を行う市町村に

対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

青森県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「地方消費者行政活性化交付金」の下に「及び住民生活に光をそそぐ交付金」を加える。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「により」を「及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により」に、「にスプリンクラー設備を整備する」を「の利用者の安全性の確保及び生活環境の改善を図る」に、「スプリンクラー整備事業」を「安全性確保等事業」という。）並びに高齢者等を支え合う体制を整備するための事業（以下「支え合い体制整備事業」）に、「及びスプリンクラー整備事業」を「安全性確保等事業及び支え合い体制整備事業」に改める。

第二条中「のうち」を「及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金のうち」に改める。

第五条中「スプリンクラー整備事業に」を「安全性確保等事業及び支え合い体制整備事業に」に、「及びスプリンクラー整備事業」を「安全性確保等事業及び支え合い体制整備事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を「地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七号

青森県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

青森県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年七月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「地域自殺対策緊急強化交付金」の下に「及び住民生活に光をそそぐ交付金」を加える。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第八号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「百分の十二・五」を「百分の十五」に改め、同項に次の一号を加える。

三十四 特定農業用管水路等特別対策事業 事業費の百分の十五に相当する額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十三年 月青森県条例第 号）の公布の日から施行する。

（青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十三年 月青森県条例第 号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の改正規定中「同項第三十三号を同項第二十九号と」を「同項中第三十三号を第二十九号とし、第三十四号を第三十号と」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭